

福知山市建設工事苦情処理手続要綱

平成21年3月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、福知山市が発注する建設工事の非指名理由等に係る苦情処理手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱による苦情処理の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の通りとする。ただし、特に秘密にする必要があるもの及び設計価格が250万円以下のものは、対象としない。

- (1) 一般競争入札により実施する工事
- (2) 指名競争入札により実施する工事
- (3) 隨意契約により実施する工事

(一次苦情申立て)

第3条 この要綱による苦情申立ては、次表の左欄に掲げる入札・契約方式の区分に応じ、同表の中欄に掲げる苦情の申立てができる者が、同表の右欄に掲げる市長、ガス水道事業管理者及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）に求めることができる内容について、説明を求めることができるものとする。

入札・契約方式の区分	苦情の申立てができる者	市長等に求めることができる内容
一般競争入札	一般競争入札参加申請書を提出した者のうち、市長等から入札参加資格がないと認められた者	入札参加資格がないと認めた理由
指名競争入札	当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者	非指名理由
随意契約	当該契約と同一の工事種別に登録がある有資格者のうち、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者	当該契約の相手方として選定されなかった理由

2 苦情の申立ては、次の各号に掲げる対象工事の区分ごとに当該各号に定める日までに、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事

項並びに不服の根拠となる事項を記載した苦情申立書により、市長等に対して行うことができるものとする。

- (1) 一般競争入札 市長等が通知した入札参加資格がないと認めた通知書(以下「欠格通知書」という。)を受理した日の翌日から起算して5日を経過する日(福知山市の休日を定める条例(平成3年福知山市条例第18号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。ただし、当該入札公告に別途の定めがある場合を除く。)
- (2) 指名競争入札 市長等が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日を経過する日(休日を含まない。)
- (3) 隨意契約 市長等が随意契約の相手方の公表を行った翌日から起算して5日を経過する日(休日を含まない。)

(一次苦情申立てへの回答)

第4条 市長等は、苦情の申立てがあった場合は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に回答書により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶなど、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、申立て者に通知の上、回答期間を延長することができるものとする。

2 市長等は、申立て期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(一次苦情申立て手続等の教示)

第5条 市長等は、次の各号に掲げる対象工事の区分に応じ、当該各号に定める方法により、苦情の申立て手続の教示を行うものとする。

- (1) 一般競争入札 欠格通知書に記載
- (2) 指名競争入札及び随意契約 掲示等

(一次苦情処理結果の公表)

第6条 市長等は、申立て者に回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第7条 回答書を受理した申立て者であって、回答書による説明に不服があるものは、市長に対し、再苦情の申立てを行うことができる。

- 2 再苦情の申立ては、市長等から回答書を受けた日から7日(休日を含まない。)以内に、再苦情申立書により行うものとする。
- 3 市長は、再苦情の申立てがあった場合は、速やかに福知山市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情の申立てへの回答)

第8条 市長は、申立てに対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかつたときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長等が講じようとする措置の概要を、明らかにしなければならない。

2 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下することができるものとする。

（再苦情申立て方法等の教示）

第9条 前2条に規定する再苦情の申立ての手続きは、第4条第1項に規定する回答書に記載して明示するものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第10条 市長は、再苦情申立て者に回答を行つたときは、再苦情申立て書及び回答を行つた書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。